平和運動センター通信原水禁ヒロシマニュース

No.258 2024年

1月号(1月9日)

■発 行:広島県平和運動センター

原水爆禁止広島県協議会 (広島県原水禁)

■〒733-0013 広島市西区横川新町7-22 自治労会館 1階

■ Tel: 082-503-5855 FAX: 082-294-4555

■ E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp

■広島県原水禁 ホームページ http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/

■ ブログ: http://kokoro2016.cocolog-nifty.com/shinkokoro/

ー子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を!-

発行責任者

大瀬敬昭 (事務局長)

2024年 新しい年を迎えて

広島県原水禁代表委員 金子哲夫

今年は、原水爆禁止広島県協議会にとって二つの大切な節目の年を迎えます。

一つは、今年の9月7日に原水爆禁止広島県協議会発足70年を迎えることです。

1954年3月1日のビキニ水爆実験被災から燃え上がった国民運動は、広島では5月15日に行われた「原爆・水爆禁止広島市民大会」をスタートに署名運動が開始され、この運動を契機に「原爆水爆禁止広島県民運動連絡本部」が結成され、「百万人の署名」が展開されました。署名運動は、約3ヶ月後の8月21日に目標の百万署名を達成しました。当時の広島県の人口は205万人ですので、その半数の署名を達したことになります。

そして、その署名運動の成果を継続させるための組織として9月7日に「原水爆禁止運動広島県協議会」が、結成されました。この組織が、現在の原水爆禁止広島県協議会(略称「広島県原水禁」)です。それは今に至る「被爆の実相」を原点にした核兵器廃絶の運動組織のスタートだったのです

この70年間、創意工夫をこらしながら「被爆者救援と核兵器廃絶」のための運動を展開してこられた先人の闘いに、しっかりと学びたいと思います。

《今後の主な予定》

1月12日(金) 県原水禁常任理事会(自治労会館)

1月22日(月) 部落解放共闘幹事会(エコード広島)

1月23日(火) 平和フォーラム中国ブロック会議(岡山)

1月24日(水) 平和フォーラム・原水禁会議(東京)

1月26日(金) 広島総がかり行動集会(原爆ドーム前)

1月27日(土) ネバダデー座り込み(慰霊碑前)

1月27日(土) 県原水禁92回総会・学習会(自治労会館)

2月11日(日) 紀元節復活反対kロシマ集会(弁護士会館)

2月15日(木) 部落解放共闘総会(自治労会館)

二つは、今年1月25日は、「反核運動の父」ともよばれた森瀧市郎原水爆禁止国民会議議長が、亡くなられてちょうど30年目に当たります。

森滝先生は、「核と人類は共存できない」「核絶対否定」の原水禁運動の理念を確立されると共に被爆体験後「力の文明から愛の文明へ」と訴え続けてこられました。

森滝先生が、1987年に開催された第1回核被害者世界大会の基調演説で、核社会について「ウラン採掘の段階から放射能廃棄物の処理の段階に至るいわゆる核燃料サイクルの全ての段階で、放射線被害の可能性がある」「その際に、被害者の多くの場合は、弱いものの側に、差別さえ抑圧されているものの側に生ずるのである。」「核の開発利用は構造的に差別・抑圧の構造の上に成り立っているのである。」と告発されたことをニューヨークの会場で耳にしたことを今改めて思い起こしています。

2024年の新年を迎えるに当たり、原水禁運動の歴史をもう一度振り返りながら、「核と人類は共存できない」という深い意味を考え、さらなる原水禁運動の前進を図らなければとの決意を新たにしています。

そして、市民の大切ないのちを奪う、ロシアによるウクライナ侵略、イスラエルによる ガザでのパレスチナ人へのジェノサイトともいえる虐殺を始めとする戦争を許さない声を 粘り強くあげつづけるヒロシマの役割を果たしたいと思います。

また新年早々に発生した能登半島地震は、原発で変圧器の損傷や使用済核燃料保管プールからの水漏れ事故などが発生し、改めて原発の危険性を私たちに教えています。中国電力島根原発2号機の運転再開も予定されている今年、再び原発事故による被害者を出さないためにも脱原発の運動の強化を図らなければなりません。

すべての世界の核被害者への思いを強くし、核絶対否定の理念を掲げて、今年も原水禁運動の全力を挙げたいと思います。

それは広島県原水禁の役割だからです。

広島市長の「教育勅語」引用に対し抗議と要請 平和運動センターなど5団体

広島市の松井一實市長が、広島市の職員研修において「教育勅語」の一部を資料に引用していることに対し、広島県平和運動センター・部落解放同盟広島県連合会・自治労広島県本部・広島県教職員組合の5団体は12月22日、代表者5人が広島市役所を訪れ松井市長にあてた「要請文」を阪谷幸春企画総務局長に手渡しました。



「要請文」では、教育勅語が敗戦後日本国憲法と相いれないとして国会において排除・失効が決議されたこと。とりわけ、決議の趣旨説明で衆議院文教委員長が述べた「われわれは、その教育勅語の内容におきましては、部分的には真理性を認めるのであります。それを教育勅語のわくから切り離して考えるときには真理性を認めるのでありますけれども、勅語というわくの中にあります以上は、その勅語そのものがもつところの根本原理を、われわれとしては現在認めることができないという観点を持つものであります」との発言を

紹介し、「全くもって不適切であり、違憲です」と指摘し、使用をやめること、そして全職員への日本国憲法の研修を行うことを求めています。

要請は、髙橋克浩平和運動センター議長が主旨を説明、その後、芝内則明部落解放同盟県連書記長、地村高明自治労県本部代表代行、頼信直枝県教職員組合委員長からも一言ずつ思いを話しました。

応対した阪谷局長は、「対話がないところに未来はない、との思いで今日は話をしていきたい」とした上で、「市長も核兵器を廃絶し平和な世界を築かないといけないと考えている」「教育勅語を美化するものではなく、どういう面持ちで仕事に取り組まなければいけないかという精神を教える・伝える教材の一つとして使っているというのが本意」と「市長の意図」を説明し理解を求める一方、「(要請について)しっかり市長に伝えたい」と応じました。

参加者からは、「心配しないでほしいと言われても、心配せざるを得ない。他の教材でも可能では?」「いろんな意見があるのはわかるが、日本国憲法に立脚していなくてはならない。それを否定する内容は、どういう意図であろうと使うべきではないし、注意深く扱ってほしい」等の意見が改めて出されました。

2023年12月22日

広島市長松井 一實 様

広島県平和運動センター 議 長 髙橋 克浩 部落解放同盟広島県連合会 委員長 岡田 英治 自治労広島県本部 中央執行委員長代行 地村 高明 広島県教職員組合 執行委員長 頼信 直枝 広島県高等学校教職員組合 執行委員長 城 太志

広島市職員研修における松井市長の「教育勅語」引用に対する抗議と要請

平素より、平和行政の推進に努めておられることに、深く敬意を表します。

広島市職員研修において、松井市長が「教育勅語」の一部を資料に引用していることが報道されました。 国際平和文化都市を標榜する広島市で、このような研修が行われていることに驚きと失望を抱いています。

「教育勅語」は、大日本帝国憲法下、天皇を頂点とする国家が永遠に続くよう命を投げ出し尽くせよという国家主義・軍国主義の思想を子どもたちに教え込むために使われてきました。敗戦後、個人の尊重・国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を原則とする日本国憲法と相容れないとして、国会において排除・失効が決議されました。当時、決議の趣旨説明で衆議院文教委員長が「われわれは、その教育勅語の内容におきましては、部分的には真理性を認めるのであります。それを教育勅語のわくから切り離して考えるときには真理性を認めるのでありますけれども、勅語というわくの中にあります以上は、その勅語そのものがもつところの根本原理を、われわれとしては現在認めることができないという観点を持つものであります」と述べたことからも、部分的に用いることも適切でないことは明らかです。市長が言われるところの「評価してもよい部分」があったとしても、それらはすべて「一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て天壌無窮の皇運を扶翼すべし」にかかる文言です。そもそも、引用冒頭の「臣民」とは天皇に支配され服従する人民という意味です。これを市職員研修に引用する認識そのものを疑わざるを得ません。

言うまでも無く、日本国憲法は最高法規です。第 15 条には、公務員が全体の奉仕者であることが規定されています。また、第 99 条には、公務員には憲法尊重擁護義務のあることが規定されています。公務員である市長が、公務員である市職員の研修に、日本国憲法の理念に相容れない「教育勅語」を引用すること

は、全くもって不適切であり、違憲です。「今後も使用を続ける」ことは許されません。

このたびの引用に怒りを持って抗議するとともに、引用は過ちだったと認め、発言並びに資料を撤回する ことを強く求めます。

加えて、2012 年からこの間、「教育勅語」が引用され続けていたにも関わらず、憲法尊重擁護義務のある市職員から疑義が唱えられなかったことに大きな危惧を抱きます。管理職を含む全職員への日本国憲法の研修を行うことを強く求めます。

12.8 不戦の誓いヒロシマ集会

日本軍の真珠湾攻撃から 82 年となる 12 月 8 日、二度と戦争を起こさないことを誓う「12.8 不戦の誓いヒロシマ集会」が弁護士会館で開かれ約 100 人が参加しました(主催=

憲法を守る広島県民会議や平和運動センターなどでつくる実行委員会)。

主催者あいさつに続き、広島県高等学校被爆二世の会・ピースリンク広島・呉・沖縄の



呉世話人・西岡由起夫さんが「ヒロシマからー進む海上自衛隊呉基地の軍港化」と題して、 日本最大の海上自衛隊基地なった呉基地の現状を紹介しました。

1991年の湾岸戦争後の「掃海部隊派遣」以降の呉基地は、海上自衛隊の海外派兵の拠点となりました。今再び発進基地・敵基地攻撃の拠点になろうとする基地機能強化の現状が報告されました。

講演は、「沖縄を再び戦場にさせない一沖縄からの報告」と題して、沖縄平和運動センター顧問で「沖縄を再び戦場にさせない県民の会」事務局長の山城博治さん。山城さんは冒頭「沖縄は、抵抗するイメージばかりがあるが、ただ平和な島であり続けたいだけ」と辺野古新基地建設に反対する率直な思いが述べられました。その上で、辺野古埋め立ての軟弱地盤の改良工事をめぐり、工事を承認しない県に対して国が行った「是正の指示」を適法と認めた最高裁判決を受けての感想を「3権(行政・司法・立法)が一緒になって襲ってくるという感じ」と、国が権力を総動員して新基地建設に突き進んでいる現状が表現されました。

また、中国と台湾との有事が叫ばれていることに対しては、「アメリカは、有事となったら嘉手納基地は生き残れないことをわかっており、F22 などの戦闘機の常時配備をやめた。その穴埋めを誰がやるかとなったら自衛隊」と、アメリカに代わって自衛隊が前線に出ていくというのがアメリカの狙いであると指摘しました。

また、ここ数年の間に南西諸島に次々に自衛隊基地が建設されてきたことに対しては 「辺野古(新基地建設反対の運動)の一方で、気が付いたら、次々とミサイルが配備され ていた。辺野古に気持ちが行っている間に無血開城された」とその無念さが述べられまし た。

山城さんは最後に、「全ての島に基地を作りミサイルを置く、そうやって中国を抑え込もうとしているが、国を守るためには、戦争をしないことしかない。多くの原発を抱え、ピンポイントで攻撃できる相手に何ができるのか」などと、軍事力で対抗しようとする岸田政権を批判しました。

集会は最後に、「私たちは戦争か平和かの岐路に立たされています。戦争の歴史・教訓に学び沖縄・日本を再び戦場(いくさば)にさせない運動を展開していかなければなりません」とするピールを採択しました。

憲法を守る広島県民会議が総会

憲法を守る広島県民会議は 12 月 19 日、自治労会館で 2024 年度定期総会を開催しました。

総会は、議長に貴田月美さん(I女性会議)を選出、主催者あいさつで山田延廣代表委員(弁護士)は、自民党の安倍・二階派を中心に問題となっている政治資金パーティー問題について「自民党政権が劣化していることの表れ」と指摘。憲法をめぐる状況については「憲法審査会が、週一回ということに固執して開催されている」と報告されました。また、岸田政権が進める軍



拡や敵基地攻撃能力の保有についての考え方に対し、「今ガザで起きていることと同じことが、起こると言うこと」「いったん戦争になった時、結局国民が犠牲になることを今の 情勢は示している」と警鐘を鳴らしました。

続いて、藤本講治事務局長から、2023年度の活動報告と2024年度の活動方針が 提起され、また、会計報告・予算案も含め満場の拍手で承認されました。役員改選は、組 織の役員体制による常任幹事一名の変更が提案され、その他は全員留任することが承認さ れました。

総会終了後、県原水禁の金子哲夫代表委員から、「憲法をめぐる状況」と題して講演が 行われました。

そこでは、岸田首相の「総裁任期中に憲法改正を実現したいという思いはいささかも変わりはない」と国会で答弁してきたこと。野党の日本維新の会、国民民主党などから早期の改憲を求める発言が相次いでいること等を紹介し、「憲法をめぐる情勢は厳しいものがある」と指摘する一方、「政治と金の問題で、国民の政治への信頼は、大きく揺らいでいる。国民の信頼を失った政治の中で、憲法改正を推し進めるようなことがあってはならない」「国の基本を定めた憲法を改正するのかを決めるのは、最後は国民一人ひとりの判断に委ねられており、最終的には国民投票で決することになる」と、私たちのさらなる運動の強化の重要性が述べられました。

日朝友好県民の会が総会・学習会 朝鮮学校への支援金も贈呈

日朝友好広島県民の会は 12 月 13 日、広島市留学生会館で 2023 年度の定期総会と 学習会を開催しました。

総会の冒頭、あいさつした足立修一共同代表(弁護士)は、この一年の日本と朝鮮民主

主義人民共和国との関係について「日米韓での軍事一体化が進むなどし、従前と変わらず厳しい状況が続いた」とする一方、韓国との関係については「徴用工問題においては被害者の意向を切り捨て、軍事的つながりを優先したという印象を受ける」と分析。朝鮮高校への無償化裁判後の取り組みについては「今後どのようにしていくのか検討しているが、弁護士の取り組みとして、朝鮮学校に関するテーマを引き続き取り組むこととしており、広島で弁護士フォーラムを開催することになった」と紹介されました。

総会はその後、活動報告・活動方針、決算・予 算、次年度役員を大瀬敬昭事務局長が一括して提



案。森脇浩二さんから会計監査報告が行われ全体の拍手で確認されました。

総会終了後には、11 月に行われた金剛山歌劇団チャリティー公演のチケットや広告等で得られた 124 万 7 千円が日朝友好県民の会代表委員の髙橋克浩さん(広島県平和運動センター議長)から、朝鮮学園のパク・チジュン校長に贈呈されました。

続いて行われた学習会は、「朝鮮学校のこどもたちもまんなかに! 一無償化実現に向けた闘いの成果と今後の課題一」と題して、ソン・ヘスクさん(幼保無償化を求める朝鮮幼稚園保護者連絡会・在日本朝鮮人人権協会事務局)が問題提起しました。

ソンさんはまず、朝鮮高校に対する無償化からの除外問題について「各種学校に初めて 国庫から補助金が出るということで、朝鮮学園も含めて予算化されていた。ところが、審 査をしているさなかに、適用の根拠となる規定を削除してしまった」と経過を説明。政府 が国連に対し、「拉致問題の進展がない、国民の理解が得られない」と除外の理由を述べ たことを紹介し「子どもたちとは全く関係ないことを国際社会の場でも持ち出し驚愕し た」と当時を振り返りました。

続けて、幼保無償化問題については、「各種学校は多種多様であるため、幼保無償化の対象とならない、と最初から制度設計の段階から支援の対象外だったものの、付帯決議を利用し朝鮮幼稚園も含められないか活動を始め、21 年4月から新たな支援策の対象に朝鮮幼稚園も入ることとなった」と紹介。問題点として、「国の事業にも関わらず、市区町村の手上げ方式であること」や「支援額は 2 万円が上限で、低く設定されている」などを指摘。それでも、「国庫から初めて保護者に対して補助金がでる。小さな一歩だが、大きな意義がある」とその成果が強調されました。

それでも、「日本政府が差別を是正するよう舵を切ったわけではない」とした上で、新 しくできたこども基本法に則り再検討しなければならないのでは、と働きかけている」と

豊教連が県教委に要請書を提出

「豊かな教育とくらしを確立する県民連合」(以下「豊教連」という。)は、自治労広島県本部、部落解放共闘会議、部落解放同盟広島県連合会、広島県教職員組合(広教組)、広島県同和教育研究協議会(広同教)、広島県高等学校同和教育推進協議会(広高同教)、広島私学教職員組合連合(私教連)及び広島県高等学校教職員組合(広高教組)の8団体



で構成され、すべての子どもに豊かな教育を保障することをめざして活動しています。

2023 年 12 月 20 日(水)県庁にて豊教連は、湯崎知事及び平川教育長宛の要請書を提出しました。地村高明・豊教連議長(自治労広島県本部中央執行委員長代行)が5つの要請項目を読み上げ、県教委の糸崎誠二・秘書広報室長に要請書を手渡し、提出しました。続いて平賀伸一事務局長(広高教組副執行委員長)から、各項目について具体及び補足説明をしました。

豊教連で継続的に要請しているのが「定員内不合格を認めず、希望するすべての子どもの高校入学を保障すること」です。様々な課題を抱えて入学し、悩み苦しみながら高校にかろうじて位置付いていた生徒たちが立派に卒業し、地域のリーダー等として活躍している具体例を話し、子どもたちの可能性を否定する定員内不合格を出さないよう、訴えました。

また、公立高校入学者選抜において「自己表現を廃止し、2022 年度までの入学者選抜制度に戻すこと」を要請しました。2023 年度入学者選抜で初めて実施された「自己表現」が、受検生をはじめ、中学校及び高校の双方にとって過剰な負担となったこと等から、「自己表現」は高校入学後につけていくべき力であり、入学者選抜で実施しないよう、訴えました。

加えて、過疎地域の活性化の拠点として小規模高校の存続をめざすこと、入学生徒数増に向けて尽力中の各高校を支援すること等を含め、各項目について訴えました。芝内則明幹事(部落解放同盟広島県連書記長)が、地域に学校を残すことの重要性等について意見を述べ、県教委の担当者と協議することもできました。要請は 40 分以上に及び、充実したものとなりました。(報告=平賀伸一事務局長・広高教組副執行委員長)

広島県知事 湯 﨑 英 彦 様 広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵 様

> 豊かな教育とくらしを確立する県民連合 議 長 地 村 高 明

すべての子どもに豊かな教育を求める要請

日頃から広島県の教育の発展のために尽力されていることに対し、敬意を表します。 すべての子どもに豊かな教育を保障するため、私たちは次のことを要請します。

1 定員内不合格を認めず、希望するすべての子どもの高校入学を保障すること

広島県では 1998 年の県教育委員会(以下「県教委」という。)による定員内不合格容認以来、多くの定員内不合格者を出し続け、2023 年度入学者選抜においても、県立高校ではのべ 63 人が入学の機会を奪われています。文部科学省が2022 年度に全国の公立高等学校へ実施した「高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」によると「原則として定員内不合格を出さないように取り扱っている」が 22 都道府県、「定員内不合格を出す場合教育委員会との協議を要する」としているのが 15 府県で、重複分を除くと 29 都道府県に上ります。広島県のあり方は、全国の大勢ではありません。

学ぼうとする者は、その場が保障されれば大きく成長します。子どもの可能性を入口で否定する定員内不合格を認めず、 希望するすべての子どもの高校入学を保障してください。

2 公立高校入学者選抜における自己表現を廃止し、2022 年度までの入学者選抜制度に戻すこと。

「自己表現」の導入を中心として実施された 2023 年度入学者選抜では、数多くの課題が浮かび上がりました。「自己表現」を1日かけて実施するため、従来2日間だった学力検査5教科は1日となって受検生を疲弊させ、高校側の監督及び採点業務の過密も招きました。「自己表現」はとりわけ場面緘黙症の受検生には辛い思いを強いるものです。また、さほどの点差がつかない仕組みになっており、「働き方改革」に逆行する過剰な負担(会場設営、連絡、検査官の配置及び業務、集計等)をしてまで実施する意味が見出せません。県教委は、当該受検生の声も含め多くの課題を具体的に記載した「新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について(まとめ)」(2023 年8月 10 日公表)に基づいて制度の改善を進め、中学校、高校、受検生に生じた負担を解消してください。特に、全ての負担の原因となっている「自己表現」を廃止し、2022 年度までの入学者選抜制度に戻してください。

3 1学年3学級以下の県立高校に対し、活性化のための具体的支援をすること

「「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画(第2期)」の素案について(令和5年 11 月 10 日 広島県教育委員会)」(以下「次期基本計画」という。)は、「5 県立高等学校の配置及び規模の在り方」「(2) 取組の方向性」に、授業交流等による学校間の連携や地域と連携した特色づくり等の活性化を図る旨記載されています。入学生徒増に尽力している1学年1学級の高校への継続的支援をしてください。また学校活性化地域協議会の設置が規定されていない1学年2~3学級の高校に対する支援として、「次期基本計画」の「3 県立高等学校教育の在り方」「(3)重視する教育活動②(「個別最適な学び」の推進)」を実現するための環境整備を検討し、進めてください。

4 障害者の高校入学を可能にし、入学後も合理的配慮が提供される学校づくりをすること

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島県教育関係職員対応要領」が 2016 年4月1日より施行されました。障害者の高校入学に係り、合理的配慮の提供ができないという理由で入学先の変更を求めたり、保護者の付き添い等を 条件にすること等があってはなりません。施設設備の整備や人的措置も含め、入学後においても合理的配慮の提供が行われる学校づくりをしてください。

5 県立高校における生徒一人1台コンピュータの整備に係り、保護者負担の軽減を図ること

諸物価や光熱費等の値上がりが継続する昨今、コンピュータ購入に係る 10 万円近い出費はどの家庭においても負担大です。給付型の「広島県学びの変革環境充実奨学金」の対象を「高等学校等就学支援金」の対象まで拡充する等、後期中等教育における保護者負担の更なる軽減をめざしてください。